

地域公共交通確保維持改善事業の概要

地域公共交通確保維持改善事業

協議事項①～③

令和6年度概算決定額
20,805百万円（前年度1.01倍）

地域公共交通確保維持事業（地域の実情に応じた生活交通の確保維持）

○地域間幹線バス交通・地域内フィーダー交通

- ・地域間交通ネットワークを形成する幹線バス交通の運行や車両購入を支援
- ・過疎地域等のコミュニティバス・デマンドタクシー・自家用有償旅客運送等の運行や車両購入を支援
- ・賃上げ等のための運賃改定を実施する事業者に対する支援強化



○エリア一括協定運行（自治体との協定のもと、交通事業者が一定のエリアを一括して運行）

- ・エリア一括協定運行を実施する場合における長期安定的な支援



○離島航路・離島航空路

- ・離島住民の日常生活に不可欠な交通手段である、離島航路・離島航空路の運航等を支援

○大企業による省人化・経営改善支援

協議事項④～⑦
業者によるDX・GXによる利便性向上や人材確保に資する取組を支援

地域公共交通バリア解消促進等事業（快適で安全な公共交通の実現）

○バリアフリー化のためのノンステップバス・福祉タクシーの導入、鉄道駅における内方線付点状ブロックの整備



- 経営基盤の脆弱な地域の鉄道の施設・車両の更新
- 障害者用ICカードの導入等

地域公共交通調査等事業（持続可能な地域公共交通の実現に向けた計画の策定）

- 公共交通のマスターplanである「地域公共交通計画」の策定に資する調査等
- バリアフリー化促進のためのマスターplan・基本構想策定に係る調査
- ローカル鉄道に係る官民共創による公共交通再構築を促すため、協議会の開催、調査事業、実証事業を支援（地域公共交通再構築調査事業）

説明事項①：地域公共交通確保維持改善事業について
制度概要（地域公共交通確保維持事業）

協議事項①

地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域間幹線系統補助）



地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、地域間交通ネットワークを形成する地域間幹線系統の運行について支援。

補助内容

○ 補助対象事業者

一般乗合旅客自動車運送事業者又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

○ 補助対象経費

予測費用（補助対象経常費用見込額）から予測収益（経常収益見込額）を控除した額



<補助対象経費算定方法>

予測費用
(事業者のキロ当たり経常費用見込額
× 系統毎の実車走行キロ)
-
予測収益
(系統毎のキロ当たり経常収益見込額
× 系統毎の実車走行キロ)

○ 補助率

1/2

○ 主な補助要件

- 都道府県等が定めた地域公共交通計画に位置付けられた系統であり（※1）、
・一般乗合旅客自動車運送事業者による運行であること
・複数市町村にまたがる系統であること（平成13年3月31日時点で判定）
・1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの
・輸送量が15人～150人／日と見込まれること

※ 1日の運行回数3回（朝、昼、夕）以上であって、1回当たりの輸送量5人以上
(乗用車では輸送できず、バス車両が必要と考えられる人数)

※ ①復興特会から移行する応急仮設住宅非経由系統のうち、東日本大震
災前に輸送量要件を満たし、補助対象期間に輸送量見込が要件を満たさ
ない系統、②熊本地震前に輸送量要件を満たし、補助対象期間に輸送量見込
が要件を満たさない系統については、輸送量要件を緩和（一定期間）

- ・経常赤字が見込まれること

※1:令和6年度までは経過措置により、令和2年度以前の生活交通確保維持改善計画等による申請も可能。

補助対象系統のイメージ



説明事項①：地域公共交通確保維持改善事業について
制度概要（地域公共交通確保維持事業）

協議事項②、③

地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域内フィーダー系統補助）



地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援。

補助内容

○ 補助対象事業者

地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

※令和6年度まではバス事業者等も対象

○ 補助対象経費

補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額



○ 補助率

1/2以内

○ 主な補助要件

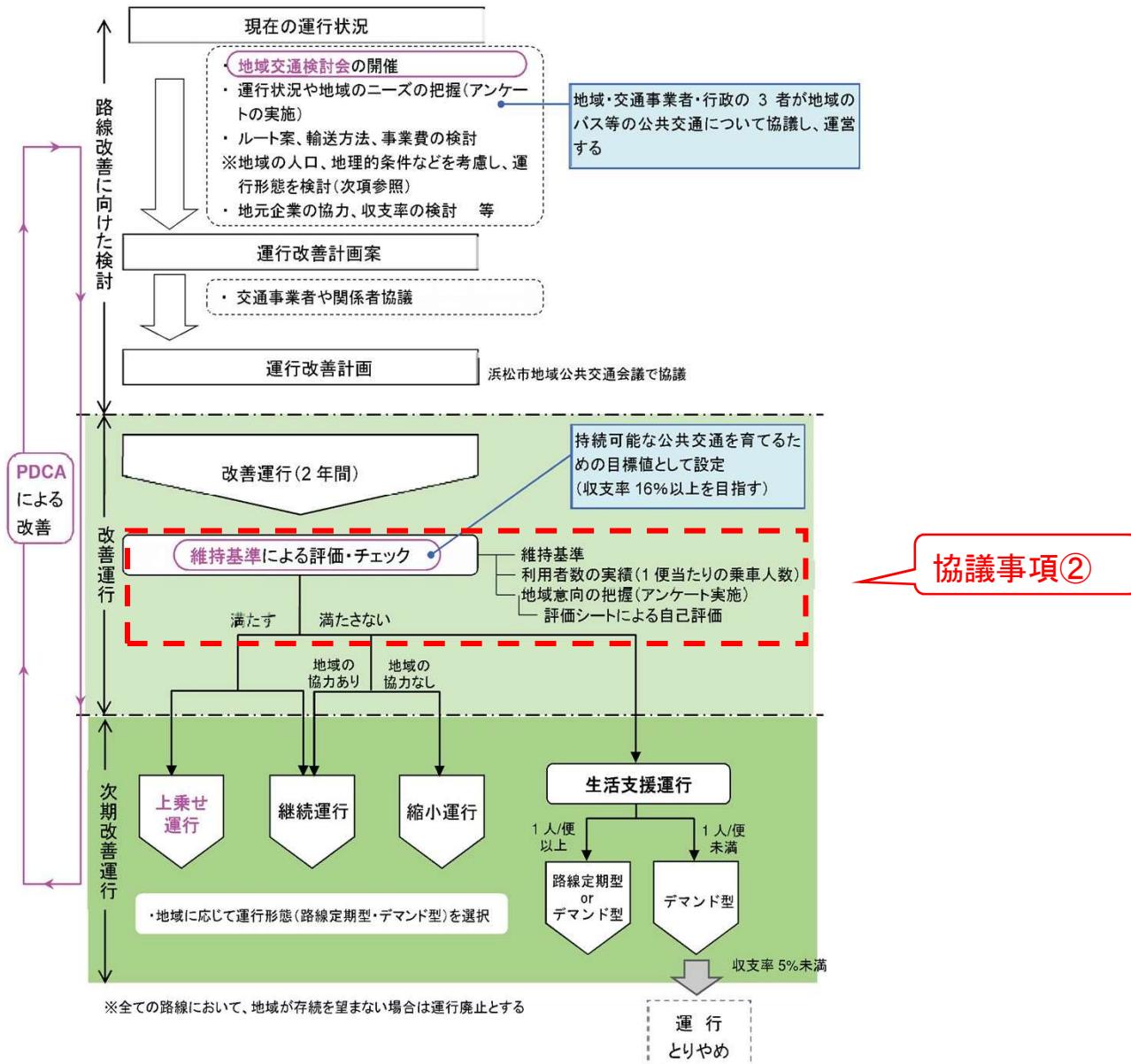
- 市町村等が定めた地域公共交通計画に確保又は維持が必要として掲載され、
- ・一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者による運行であること
 - ・補助対象地域間幹線バス系統等に接続するフィーダー系統であること
 - ・新たに運行を開始するもの又は公的支援を受けるものであること
 - ・路線定期運行の場合、輸送量が2人／1回以上であること
 - ・経常赤字であること

補助対象系統のイメージ



説明事項①：地域公共交通確保維持改善事業について 制度概要（浜松市地域バスの評価）

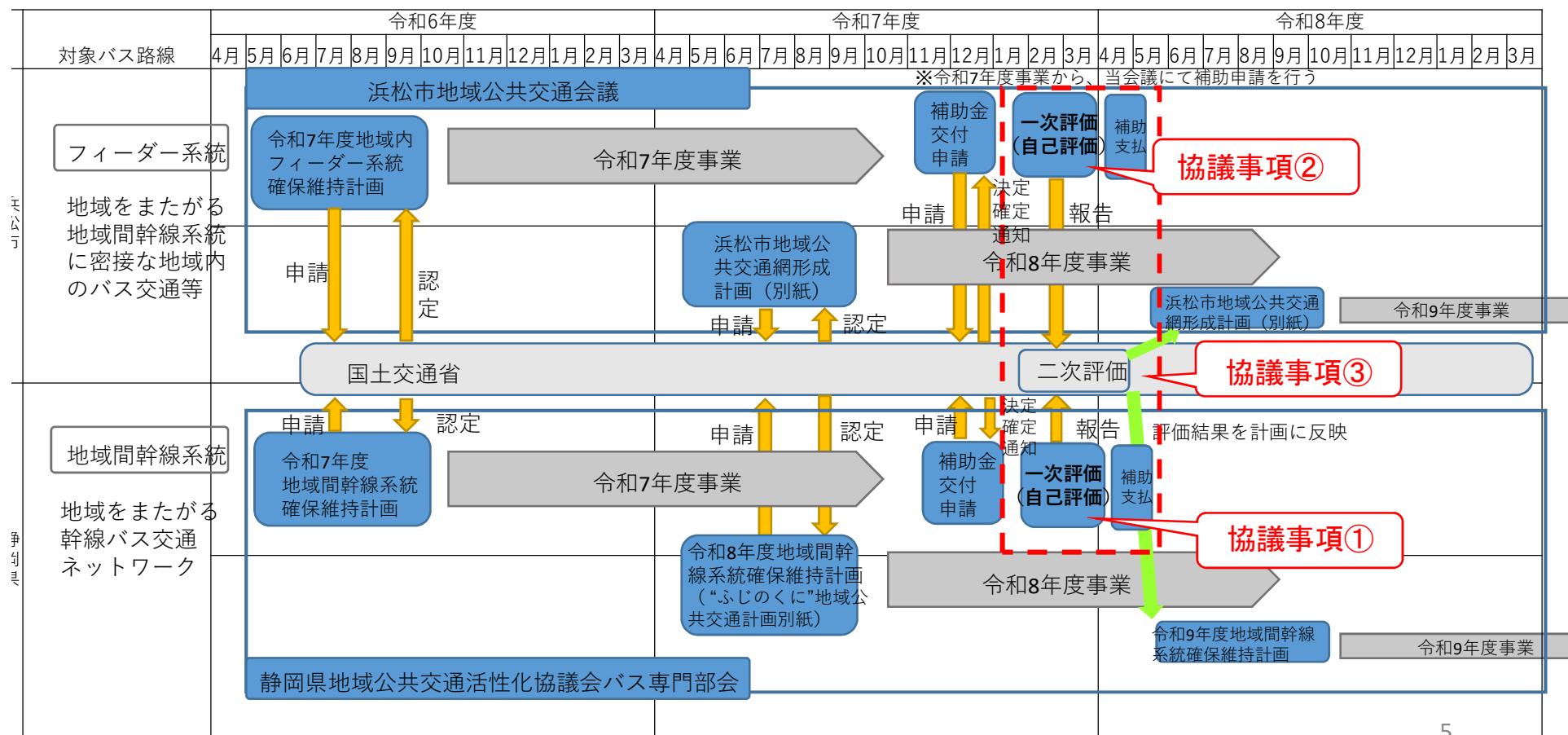
- 浜松市では、「浜松市地域公共交通網形成計画」において、地域バスを維持・改善するための手続きを示している。その中で、維持基準や利用状況、地域のニーズ等を踏まえた評価・チェックを行うことを定めている。



説明事項①：地域公共交通確保維持改善事業について

制度概要（地域公共交通確保維持事業、浜松市地域バスの評価）

- 静岡県は、地域をまたがる赤字の幹線バスに対して、「地域間幹線系統維持計画（県地域公共交通計画別紙）」を作成し、国補助金申請、県補助等を行う。協議事項①ではその計画に基づく令和7年度事業の一次評価として浜松市地域公共交通会議で協議を行うもの。
 - 浜松市は、地域間幹線系統と密接な地域内のバス交通等に対して、「地域内フィーダー系統確保維持計画」を作成し、国補助金申請を行う。協議事項②ではその計画に基づく令和7年度事業の一次評価として「事業の実施状況の確認、評価」を行う。
 - あわせて、協議事項②では、国庫補助金である地域公共交通確保維持事業の補助対象とならない地域バスについても、「浜松市地域公共交通網形成計画」に基づき、評価・チェックを行う。
 - 国は、第三者評価委員会を設置し、協議事項②で評価した一次評価を基に二次評価を行う。協議事項③では、第三者評価委員会へ提出する資料を協議頂く。



説明事項①：地域公共交通確保維持改善事業について 制度概要（浜松市地域バスの評価）

○ 関係法令等

（1）地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年五月二十五日法律第五十九号）

（協議会）

第六条 地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体は、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会（以下この章において「協議会」という。）を組織することができる。

2～9 略

（2）地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱

（定義等）

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

一 略

二 「地域公共交通確保維持事業」とは、地域公共交通の存続が危機に瀕している地域において地域の特性・実情に最適な交通手段を確保・維持するために、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化法」という。）第5条第1項に規定する地域公共交通計画又は生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される離島航路確保維持計画及び離島航空路確保維持計画を含む。）に基づいて実施される事業をいう。

三～十二 略

説明事項①：地域公共交通確保維持改善事業について 制度概要（浜松市地域バスの評価）

○ 関係法令等

（3）地域公共交通確保維持改善事業実施要領

8. 事業評価の実施

（1）事業評価の実施

①自己評価（一次評価）

地域公共交通確保維持改善事業による支援を受けた事業については、毎年度、協議会自らによる事業の実施状況の確認、評価（以下「自己評価」という。）を行い、当該自己評価の結果を、地域公共交通確保維持事業及び地域公共交通調査等事業にあっては、補助金の交付を受けようとする会計年度の1月末までに、地域公共交通バリア解消促進等事業にあっては、補助金の交付を受けた会計年度の翌年度の1月末までにそれぞれ協議会から、地方運輸局、神戸運輸監理部、地方航空局又は沖縄総合事務局（以下「地方運輸局等」という。）に報告するとともに、公表することとする。

②二次評価

ア. 実施対象

バリアフリー化設備等整備事業及び鉄道軌道安全設備等整備事業を除く各事業については、自己評価（一次評価）等を基に二次評価を行うこととする。

イ. 実施方法

二次評価を実施する際には、当該評価の客観性・妥当性を担保するため、地方運輸局等に各担当部長等及び学識経験者等の有識者からなる第三者評価委員会を設置することとし、当該委員会においては、地方運輸局等が作成した二次評価案等について審議する。地方運輸局等においては、その結果を踏まえて評価を実施することとする。

地方運輸局等は、協議会に対して当該二次評価結果を通知するとともに、必要に応じて、事業計画の見直し等を求め、協議会では、二次評価の結果を踏まえ、必要に応じて確保維持改善計画、後続事業又は地域の取組等に反映させる。

（以下、略）

説明事項①：地域公共交通確保維持改善事業について
制度概要（地域公共交通バリア解消促進等事業）

協議事項④、⑤

地域公共交通バリア解消促進等事業（バリアフリー化設備等整備事業）



高齢者、障害者をはじめ誰にとっても暮らしやすいまちづくり、社会づくりを進めるため、公共交通のバリアフリー化を一体的に支援。

・補助対象事業者：交通事業者等 　・補助率：1／3等

○鉄道駅、旅客ターミナル（バス・旅客船・航空旅客）のバリアフリー化、待合・乗継施設整備
(段差の解消（※）、視覚障害者誘導用ブロックの整備等)

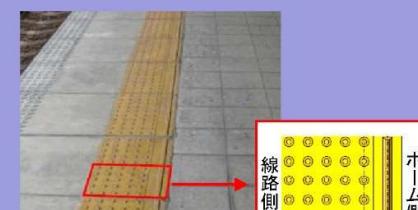
補助率：1／3



車椅子用階段昇降機



視覚障害者誘導用ブロック



線路側
ホーム側

○ノンステップバス・リフト付きバスの導入

補助率：1／4又は補助対象経費と通常車両価格の
差額の1／2のいずれか低い方（上限140万円）



ノンステップバス



リフト付きバス

○福祉タクシーの導入

補助率：1／3



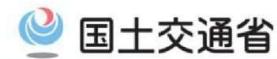
福祉タクシー

※駅等のエレベーター整備など交通サービスのインバウンド対応は、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業等において支援。

説明事項①：地域公共交通確保維持改善事業について
制度概要（地域公共交通バリア解消促進等事業）

協議事項⑥、⑦

地域公共交通バリア解消促進等事業 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業



安全な鉄道輸送を確保するために地域鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備整備等を支援。

■ 補助対象事業者：鉄軌道事業者等

■ 補助対象事業

- ・車両設備の更新・改良
- ・レール、マクラギ、落石等防止設備、ATS、列車無線設備、防風設備、橋りょう、トンネル等の修繕^{※1}

※1 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく

鉄道事業再構築事業を実施する事業者に対しては、上記設備の整備も支援



■ 補助率：国 1/3 または 1/2^{※2}

※2 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく

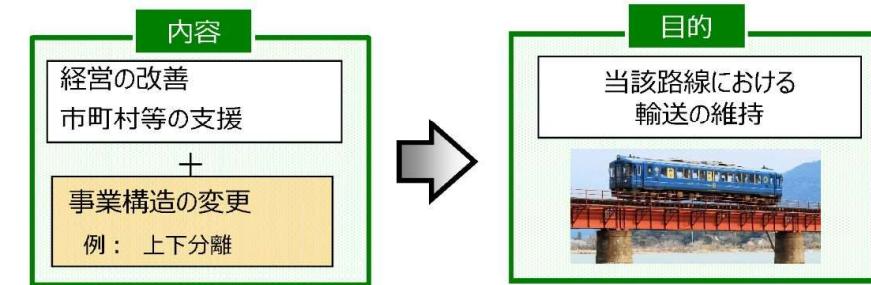
鉄道事業再構築事業を実施する事業者に対しては、財政状況の厳しい地方公共団体が支援する費用相当分について、
補助率 1/2

車両の更新

レールの修繕

（参考）鉄道事業再構築事業

- 継続が困難又は困難となるおそれのある旅客鉄道事業の経営改善を図る
 - 市町村等と鉄道事業者が共同で計画を作成し、国土交通大臣による認定を経て実施
- ＜実施中の事業者＞
- 三陸鉄道、北近畿タンゴ鉄道、四日市あすなろう鉄道、伊賀鉄道、養老鉄道、南阿蘇鉄道

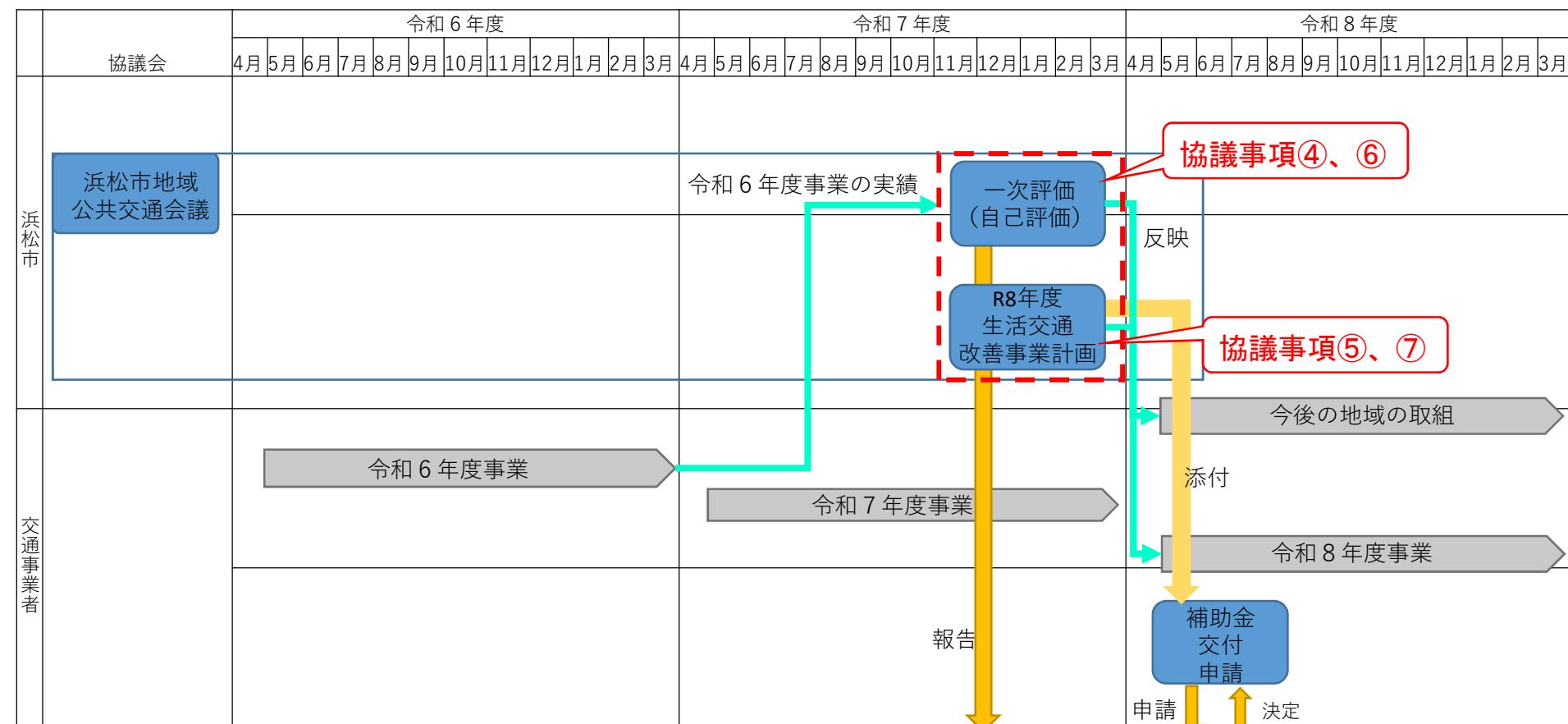


※地域鉄道の安全性向上に資する設備の更新等の一部は、鉄道施設総合安全対策事業においても支援。

説明事項①：地域公共交通確保維持改善事業について 制度概要（地域公共交通バリア解消促進等事業）

（1）バリアフリー化設備等整備事業、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業

- 協議事項④及び⑥では、地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱第3条第1項の規定に基づく協議会となる「浜松市地域公共交通会議」において、令和6年度事業の一次評価を実施する。
- 協議事項⑤及び⑦では、同協議会において令和8年度事業のバリアフリー化設備等整備事業及び鉄道軌道安全輸送設備等整備事業の「生活交通改善事業計画」を策定する。



説明事項①：地域公共交通確保維持改善事業について 制度概要（地域公共交通バリア解消促進等事業）

○ 関係法令等

(1) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱

（定義等）

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「生活交通確保維持改善計画」とは、地域公共交通の確保・維持・改善のために、都道府県、市区町村、交通事業者若しくは交通施設の管理者等からなる協議会（第3条第2項を除き、以下「協議会」という。）又は都道府県若しくは市区町村が、地域の生活交通の実情のニーズを的確に把握しつつ、当該協議会での議論を経て策定する地域の特性・実情に応じた最適の移動手段の提供、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等を図るための取組についての計画をいう。
- 二 略
- 三 「地域公共交通バリア解消促進等事業」とは、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等を図るために実施される事業であって、「バリアフリー化設備等整備事業」、「利用環境改善促進等事業」及び「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」をいう。
- 四 「バリアフリー化設備等整備事業」とは、公共交通機関における高齢者・障害者等の移動に係る利便性及び安全性の向上の促進等を図るために生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される生活交通改善事業計画を含む。）に基づいて実施される事業をいう。
- 五 「利用環境改善促進等事業」とは、バリアフリー化されたまちづくりの一環としてより制約の少ないシステムの導入等地域公共交通の利用環境改善を促進するために生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される生活交通改善事業計画を含む。）に基づいて実施される事業をいう。
- 六 「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」とは、鉄道及び軌道による輸送の安全を確保するために生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される生活交通改善事業計画を含む。）に基づいて実施される事業をいう。
- 七～十二 略

説明事項①：地域公共交通確保維持改善事業について 制度概要（地域公共交通バリア解消促進等事業）

○ 関係法令等

(1) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱

（協議会）

第3条 前条第1項第一号の協議会は、以下の者によって構成される。

- 一 関係する都道府県又は市区町村
 - 二 関係する交通事業者又は交通施設管理者等
 - 三 地方運輸局（神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む。以下「地方運輸局等」という。）又は地方航空局
 - 四 その他地域の生活交通の実情、その確保・維持・改善の取組に精通する者等協議会が必要と認める者
- 2 第2編第1章の陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画を作成する都道府県又は市町村が組織する活性化法第6条第1項に規定する協議会（以下「活性化法法定協議会」という。）にあっては、地域間幹線系統は地域間のみならず地域内の生活交通の機能を有すること、地域内フィーダー系統は地域間幹線系統と一体として地域の生活交通ネットワークを形成するものであることから、これらを踏まえ、的確かつ効果的な計画の策定が可能となるよう関係する都道府県及び市区町村がともに参加すること。
- 3 第2編第2章の離島航路に係る地域公共交通確保維持事業に係る生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される離島航路確保維持計画を含む。）を策定する協議会にあっては、離島航路が地域の幹線交通であるとともに生活交通であることから関係する都道府県及び市町村がともに参加すること。
- 4 地方運輸局等及び地方航空局は、生活交通確保維持改善計画の策定に必要な助言等を行う。
- 5 協議会は、補助対象事業ごとに補助対象事業について評価を行い、その結果について地方運輸局又は地方航空局の長に報告しなければならない。

説明事項①：地域公共交通確保維持改善事業について 制度概要（地域公共交通バリア解消促進等事業）

○ 関係法令等

(1) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱

（第3編 地域公共交通バリア解消促進等事業

第1章 バリアフリー化設備等整備事業

（生活交通確保維持改善計画）

第75条 バリアフリー化設備等整備事業を行う場合は、生活交通確保維持改善計画に、次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。

- 一 バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性
- 二 バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果
- 三 バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者
- 四 バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
- 五 計画期間

2 バリアフリー化設備等整備事業に限定した計画として策定する場合は、前項各号の事項を記載した生活交通改善事業計画の策定をもって、生活交通確保維持改善計画に代えることができる。

（補助金交付申請）

第77条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに様式第4-1による補助金交付申請書に、第75条第1項各号の事項を記載した生活交通確保維持改善計画又は生活交通改善事業計画を添付し、大臣に提出しなければならない。

説明事項①：地域公共交通確保維持改善事業について 制度概要（地域公共交通バリア解消促進等事業）

○ 関係法令等

(1) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱

（第3編 地域公共交通バリア解消促進等事業）

第3章 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業

（生活交通確保維持改善計画）

第99条 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業を行う場合は、生活交通確保維持改善計画に、次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。

- 一 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業の目的・必要性
 - 二 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業の定量的な目標及び効果
 - 三 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者
 - 四 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
 - 五 計画期間
- 2 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業に限定した計画として策定する場合は、前項各号の事項を記載した生活交通改善事業計画の策定をもって、生活交通確保維持改善計画に代えることができる。
- 3 再構築計画及び利便増進計画については、第1項に掲げる事項のうち、当該再構築計画又は利便増進計画に記載されていない事項を記載した書類（以下「追記書類」という。）を添付することにより生活交通確保維持改善計画に代えることができる。
- 4 前項の追記書類は協議会での議論を経て作成しなければならない。

(2) 地域公共交通確保維持改善事業実施要領

8. 事業評価の実施

(1) 事業評価の実施

①自己評価（一次評価）

地域公共交通確保維持改善事業による支援を受けた事業については、毎年度、協議会自らによる事業の実施状況の確認、評価（以下「自己評価」という。）を行い、当該自己評価の結果を、地域公共交通確保維持事業及び地域公共交通調査等事業にあっては、補助金の交付を受けようとする会計年度の1月末までに、地域公共交通バリア解消促進等事業にあっては、補助金の交付を受けた会計年度の翌年度の1月末までにそれぞれ協議会から、地方運輸局、神戸運輸監理部、地方航空局又は沖縄総合事務局（以下「地方運輸局等」という。）に報告するとともに、公表することとする。